

委員 長 報 告 書

さる 9 月 13 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 9 号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例について
を審査するため、9 月 19 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 9 号は、市民の健康増進及び福祉の向上を図るため、保健福祉活動
の拠点として橋本市保健福祉センターを設置するにあたり、設置及び管理条
例を制定するものである。

委員から、条例第 7 条「利用の許可の基準」において、「1 号から 4 号の
いずれかに該当するときは、許可を与えないことができる」としているが、
基準を明確化し、許可の是非の判断を容易にするため「許可を与えない」と
の条文にすべきではないか とのただしがあり、施設を利用いただくことを
基本に条文を整備しているため、一般的な表現として、一定の条件を付して
「許可を与えないことができる」との条文としており、他の市施設について
も同様の表現を用いている との答弁がありました。

本条例は、保健福祉センターにおける市民利用に供する部分や行政機能、
市民活動サポートセンター、また本センターに入居予定の伊都地方休日急患
診療所や市社会福祉協議会など、すべてを包括して規定するものとなってい
るか とのただしがあり、本条例は保健福祉センター機能における市民利用
に該当する部分に関し規定するものであり、これ以外の行政機能や他団体が
運営する部分などはそれぞれの関係条例等で規定している との答弁があ
りました。

伊都地方休日急患診療所及び伊都地方休日急患歯科診療所への賃貸料に
ついて ただしがあり、光熱水費は別メーターで算定し、警備部門は単独契

約となるため、賃貸料は施設の占有利用に係る経費と保守・維持管理費を含めた設定としており、医科診療所は月額 29 万 5,573 円、歯科診療所は月額 4 万 1,630 円と試算しているとの答弁がありました。

基本使用料を定めていない部屋の市民への貸し出しについて ただしがあり、基本的には、2 階、3 階は市民への貸し出しを行えるよう使用料を定め、1 階にある相談室、会議室 1、集団指導室などは行政部門での利用を考えているため料金設定はしていない。ただし、1 階のいきいきルームに設置する健康器具の料金設定など制度化に向けて現在協議中であり、2 階の遊戯室・屋外遊戯場は、午前中のびのび教室で利用し、午後は一般への無料開放に向けて準備を進めている。3 階の多目的ホールは、元気らりー教室や保健指導、同じく調理室は離乳食教室など、市主催の事業で利用する場合を除き貸し出しが可能となる。また、貸し出し対象の部屋が満室となった場合は、近隣の教育文化会館や地区公民館等をご利用いただくことになる。1 階の会議室 1 については、貸し出し用でないため料金設定をしていないが、近隣施設含めてすべて満室で、かつ使用依頼があった場合は、貸し出しの公平性の観点から、保健福祉関係団体など使用料が全額減免となる場合の利用を対象に柔軟な対応を考えたいとの答弁がありました。